

保健センター（住民保険課 健康推進係）からのお知らせ ☎76-2855

带状疱疹の予防接種に関するお知らせ

①高齢者带状疱疹定期予防接種

65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上のかた（年齢は令和8年3月31日基準）

4月1日から、高齢者带状疱疹定期予防接種を実施しています。対象のかたには、3月下旬に予診票を送付しておりますので、希望されるかたは指定の医療機関で接種を受けましょう。

定期接種の開始から5年間は経過措置として、下記のかたを対象とし接種が可能となります。（100歳以上のかたは、令和7年度に限る）

なお、すでに町の助成を受けて接種したかたは、定期接種の対象となりません。ご不明な点がございましたら、保健センターまでお問合せください。

【対象者】

- ①65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上のかた（年齢は令和8年3月31日基準）
- ②60歳以上65歳未満のかたで、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害認定（身体障害者手帳1級または同程度）を受けているかた（接種日において満年齢）

【期間】

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

【自己負担額】

生ワクチン 2,000円
組換えワクチン 5,500円

【接種回数】

生ワクチン 1回
組換えワクチン 2回（原則同一医療機関にて接種）

【受診方法】

指定の医療機関に予約のうえ接種
※指定医療期間以外で接種を希望されるかたは保健センターにご連絡ください。

【持ち物】

- ①予防接種の予診票
- ②健康保険証または健康保険証利用登録済のマイナンバーカード

②带状疱疹予防接種助成事業

高齢者带状疱疹定期予防接種の対象ではないが、50歳以上で予防接種を希望されるかた（年齢は接種日において50歳以上）

【対象者】

接種日において美里町に住所を有する50歳以上のかた

【助成金額】

接種費用の2分の1（1回につき10,000円を上限とする）

※組換えワクチンは、2回とも助成（最大20,000円を上限とする）

【助成回数】

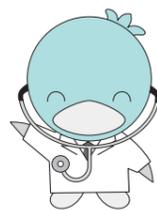
生ワクチン 1回
組換えワクチン 2回

【申請方法】

申請書に医療機関が発行した領収書の原本を添付し、接種日から180日以内に保健センターへ申請してください。

【申請期限】

接種日から180日以内に申請



児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出を忘れずに！

「児童扶養手当」および「特別児童扶養手当」の受給には、毎年8月に「現況届（児童扶養手当）」「所得状況届（特別児童扶養手当）」を提出する必要があります。

この届けは、毎年8月1日における所得と受給資格を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、7月末に通知を送付しましたので、こども未来課窓口にて「現況届」「所得状況届」の提出をお願いします。なお、提出期限までに「現況届」「所得状況届」の提出がない場合は、資格があっても手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■受付期間（土日・祝日を除く）

- ◎児童扶養手当 8月1日(金)～22日(金)
- ◎特別児童扶養手当 8月12日(火)～9月5日(金)

※手当を受給するには、申請が必要です。また、申請には、戸籍謄本やマイナンバーがわかるものなどが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないこどもを養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、こどもがすこやかに成長することを目的として、手当を支給する制度です。

■支払月額（8月現在）

- ◎こども1人の場合 最大46,690円（所得に応じて決定されます）
- ◎こども2人以上の場合 1人の場合の月額に、1人につき最大11,030円を加算（所得に応じて決定されます）

◎対象となるかた

次の①～⑨のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日の間にあるこども（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を育てている父または母、もしくは生計を同じくする養育者

- ①父母が婚姻を解消したこども
- ②父(母)が死亡したこども
- ③父(母)に一定の障害があるこども（「父(母)の障害の基準」に該当するこども）
- ④父(母)の生死が明らかでないこども
- ⑤父(母)に1年以上遺棄されているこども
- ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けたこども
- ⑦父(母)が1年以上拘禁されているこども
- ⑧母が婚姻によらないで生まれたこども
- ⑨母が出産したときの事情が不明なこども

■次の場合は受けられません

- 【主な点】 ①申請するかたやこどもが日本国内に住所を有しないとき
- ②こどもが児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
- ③定める額以上の所得があるとき

特別児童扶養手当制度とは

精神または身体に障害があるこどもを家庭で育てているかたに手当を支給する制度です。

手当を受けることができるかたは、精神または身体に障害がある20歳未満のこども（「こどもの障害の基準」に該当するこども）を育てているかたのうち、主として生計を維持するかたです。

■次の場合は受けられません

- 【主な点】 ①申請するかたやこどもが日本国内に住所を有しないとき
- ②こどもが障害による公的年金を受けることができるとき
- ③児童福祉施設などに入所しているとき
- ④定める額以上の所得があるとき

■支払月額（8月現在）

- ◎1級のかた…56,800円
- ◎2級のかた…37,830円

申込み・問合せ＝こども未来課 こども福祉係 ☎76-2277